## （乙の４）

|  |
| --- |
| （工作物の新築、改築、除却）該当しない項目は二重線で削除１　河川の名称工作物の新築等を行おうとする理由を簡潔に記載【例】道路、橋梁、上水道配管、通信、配電、　　　公共基準点、水防倉庫、防犯灯　紀の川水系　和田川２　目的占用しようとする土地が複数にわたる場合は、起点（最も上流側の土地）と終点（最も下流側の土地）の2か所の記載で可　道路（県道○○△△線）３　場所　和歌山市○○12番地先から和歌山市△△34番5地先まで主要な工作物の固有名詞（名称）又は一般名詞（種類）を記載【例】県道○○△△線（固有名詞）　　　光ファイバーケーブル（一般名詞）４　工作物の名称又は種類　県道○○△△線主要な工作物の構造、能力、数量等を簡潔に記載５　工作物の構造又は能力　道路　延長○m、幅員○m　　　　アスファルト舗装　延長○m、幅員○m、舗装厚○cm　ガードレール　延長○m、カーブミラー　○基、自由勾配側溝　延長○m施工主体（直営又は請負の別）、具体的な施工手順等を記載施工計画書等を添付する場合は、記載例のとおりの記載で可６　工事の実施方法　請負（別添施工計画書及び工程表のとおり）７　工期占用の期間（下記９）の範囲内において、工作物の新築等のための工事に要する必要最小限の期間を記載（工期が占用の期間の前後に超過するのは不可）　許可の日から令和3年3月31日まで８　占用面積　123,456.79㎡小数点以下の端数がある場合は、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記載【例】123,456.789㎡→123,456.79㎡と記載９　占用の期間　許可の日から令和7年3月31日まで占用の目的を達成するための必要最小限の期間を記載（基本的に5年以内） |

備考

１　「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。

２　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築、又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。

３　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。